

# 枚方市三世代家族・定住促進補助金【よくある質問集】

Q1	同居のために購入した中古住宅をリフォームした場合は、住宅取得補助と住宅リフォーム補助の両方を交付申請できますか。
A	両方を交付申請することはできません。住宅取得補助か住宅リフォーム補助のどちらか一方だけの交付申請となります。

Q2	子世帯の転入後に交付申請ができるとありますが、転入する前に補助を受けることができるか確認する方法はありますか。
A	契約前に、補助を受けられるかどうか窓口でご相談ください。必要な書類を添付の上で事前協議を行うことで、補助を受けることができるかご確認いただくことができます。 事前協議をする <u>年度内</u> に交付申請もする場合は、その際に予算残額の確認も行います。 <u>また、事前協議を行っていないと、原則として交付申請をすることはできません。</u>

年度…4月1日から始まり、次年の3月31日までの間をいいます。

Q3	Q2の回答に、「事前協議をする年度内に交付申請もする場合は、その際に予算残額の確認も行います。」とありますが、事前協議をする年度の次年度以降に交付申請を予定している場合はどうなりますか。
A	事前協議をする年度の次年度以降に交付申請を予定している場合は、要件に適合するかどうかの確認のみ行います。 <u>事前協議の時点では申請予定年度の予算が十分であるかどうかは未確定ですので、補助を受けることができるかどうかの確認ができるのは申請予定年度の初旬です。この場合もQ2と同様に、契約前に事前協議を行っていないと、原則として交付申請をすることはできません。</u>

年度…4月1日から始まり、次年の3月31日までの間をいいます。

Q4	継父母が枚方市に住んでいるので、家を買って移り住もうと考えていますが交付申請できますか。
A	継父母又は継祖父母であっても、親子としての養子縁組等の事実を書類で確認できる場合は、交付申請できます。

Q5	婚姻届を出していませんが、事実上は夫婦として生活していて共に40歳未満なので、子世帯として交付申請できますか。
A	夫婦としての実態が確認できる書類がある場合には交付申請できます。 注：住民票の続柄の欄や社会保険の区分等により確認します。 【記載例】住民票：夫妻（見届け）、社会保険：第3号被保険者 など

Q6	未婚で小学生の子どもと枚方市外に住んでおり、枚方市には親が一人ですんでいます。この場合は交付申請できますか。
A	18歳になってから初めての3月末日を迎えるまでの子どもと同居している場合は、子世帯として交付申請できます。

Q7	転入時には夫婦共に40歳未満でしたが、交付申請をする時には片方が40歳の誕生日を迎えていました。この場合は交付申請できますか。
A	交付申請できません。交付申請時に要件を満たしている必要があります。

Q8	住宅の建替え工事等に伴って親世帯に工事期間中の仮住まいが必要となりました。そのため工事契約後に、親世帯が市外へ一時的に転出している場合でも交付申請できますか。
A	交付申請できます。ただし、工事契約前に親世帯が市外に転出している場合は、交付申請できません。

Q9	住宅の工事契約後に、子世帯が子どもの就学の事情から工事完了前に市内の別の住宅に一時的に転入した場合でも交付申請できますか。
A	交付申請できます。ただし、工事契約前に子世帯が市内に転入している場合は、交付申請できません。

Q10	交付決定後、子世帯が補助の対象となった住宅に3年間住んでいるかはどのように確認しますか。
A	一定期間ごとに、子世帯の住民票などで確認いたします。

Q11	補助を受けて取得する住宅には親世帯が居住し、子世帯は市内の別の住宅に居住することはできますか。
A	できません。補助を受けて取得する住宅に親世帯が居住する場合は、子世帯と同居する場合に交付申請できます。

Q12	中古住宅を購入し、建築図書が何もありませんが、交付申請できますか。
A	建築基準関係規定に適合していることを確認するための書類として建築計画概要書など、可能な範囲で書類の準備をした上で、窓口にご相談ください。

Q13	近居とありますが、親世帯と子世帯のそれぞれが居住する家に距離の要件はありますか。
A	本制度では、親世帯と子世帯がそれぞれ市内の別の住宅に居住している場合を近居としています。各世帯が居住する家に距離の要件はありません。

Q14	同居の為のリフォームにあわせて耐震やバリアフリー工事もしたいのですが、他の制度による補助を受けている場合でも、本制度による住宅リフォーム補助を交付申請できますか。
A	他の制度による補助を受けていない同居のための工事部分については、本制度による住宅リフォーム補助を交付申請できます。 注：本制度による住宅リフォーム補助を受けようとする部分の金額の内訳が、契約書等で確認できることが必要です。

Q15	親世帯と子世帯が、住宅をリフォームして同居する場合で、リフォームの工事前に早くその住宅で同居を始めたいのですが、交付申請できますか。
A	交付申請できます。ただし、同居を始めた時期が平成 28 年 10 月 1 日以降である場合に限り ます。 注：交付申請が可能な期間は通常と同様に、 <u>市内に転入してから</u> 6月以内です。

Q16	賃貸住宅で同居するためにリフォームする場合は、交付申請できますか。
A	交付申請できません。リフォームする住宅は、子育てをしている父母、いずれも 40 歳未満の夫婦又はその親が所有していることが要件です。

Q17	交付決定後 3 年以内に子世帯が取得やリフォームした住宅に居住できなくなった場合、市長が承認する理由とはどのようなものですか。
A	療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合などです。